

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正する省令案（傍線部は改正部分）

改 正 案

現 行

（特定無線設備等）

（特定無線設備等）

第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。

第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。

一～四（略）

一～四（略）

四の二 一五〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局（一四二MHzを超え一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものをいう。以下同じ。）に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五ワット以下のもの（第四号の五及び第四号の六に掲げるものを除く。）

四の二 一五〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五ワット以下のもの（第四号の五及び第四号の六に掲げるものを除く。）

四の三～十（略）

四の三～十（略）

十の二から十の三の三まで 削除

十の二 設備規則第四十九条の六の二においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十の三 設備規則第四十九条の六の二第二項においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（設備規則第四十九条の六の二第一項に規定する無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの

十一 設備規則第四十九条の六の三においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の二 設備規則第四十九条の六の三第一項においてその無線設備の条件が定められている符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（設備規則第十四条の表十一の項（二）に規定する無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が一二〇ワット以下のもの

十一の二の二 設備規則第四十九条の六の三第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の二の三 設備規則第四十九条の六の三第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の三 (略)

十一の四 設備規則第四十九条の六の四においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの

十一の五 設備規則第四十九条の六の四第一項においてその無線設備の条件が定められている符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(設備規則第十四条第一項の表十一の項(二)に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップであつて、その空中線電力が一六〇ワット以下のもの

十一の六 設備規則第四十九条の六の四第一項においてその無線設備の条件が定められている符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップであつて、かつ、その空中線電力が一六〇ワット以下のもの

十一の六の二 (略)

十一の六の三 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの

十一の六の四 (略)

十一の六の五 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの

十一の七〜四十八 (略)

四十九 設備規則第四十九条の二十八においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備

十一の三 (略)

十一の四 設備規則第四十九条の六の四においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの

十一の五 設備規則第四十九条の六の四第一項においてその無線設備の条件が定められている符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップであつて、その空中線電力が一六〇ワット以下のもの

十一の六 設備規則第四十九条の六の四第一項においてその無線設備の条件が定められている符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップであつて、かつ、その空中線電力が一六〇ワット以下のもの

十一の六の二 (略)

十一の六の三 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの

十一の六の四 (略)

十一の六の五 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの

十一の七〜四十八 (略)

四十九 設備規則第四十九条の二十八においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備のうち、送信バースト長が五ミリ秒のもの

五十 削除

五十一 設備規則第四十九条の二十八においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局（中継を行うものを除く。）に使用するための無線設備

五十二 削除

五十二の二 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十二の三 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第六項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十三～五十四の三 (略)

五十五・五十六 削除

五十七～六十 (略)

六十一 設備規則第四十九条の三十においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局又は二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備

五十 設備規則第四十九条の二十八においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備のうち、送信バースト長が九一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七マイクロ秒の自然数倍の値のもの

五十一 設備規則第四十九条の二十八においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局（中継を行うものを除く。）に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの

五十二 設備規則第四十九条の二十八においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が九一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七マイクロ秒の自然数倍の値のもの

五十二の二 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、送信バースト長が五ミリ秒のもの

五十二の三 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第六項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、送信バースト長が五ミリ秒のもの

五十三～五十四の三 (略)

五十五 設備規則第四十九条の三十においてその無線設備の条件が定められている時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備

五十六 設備規則第四十九条の三十においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

五十七～六十 (略)

六十一 設備規則第四十九条の三十一においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局又は二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備

六十二 設備規則第四十九条の三十においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う陸上移動局に使用するための無線設備

六十三 (略)

2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の八の二、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十一、第十一号の二十三、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十一号、第二十一号の二、第二十一号の三、第二十二号、第五十一号及び第五十四号に掲げる特定無線設備とする。

六十二 設備規則第四十九条の三十一においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う陸上移動局に使用するための無線設備

六十三 (略)

2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、前項第七号、第十号の二、第十一号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の八の二、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十一、第十一号の二十三、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十一号、第二十一号の二、第二十一号の三、第二十二号、第五十一号、第五十二号、第五十四号及び第五十六号に掲げる特定無線設備とする。

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(1) (2) (略)

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア (略)

二二 試験 三 測定器等

四 特定無線設備の種類

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(1) (2) (略)

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア (略)

二二 試験 三 測定器等

四 特定無線設備の種類

置装信送							置装
特性	プレ アシ ス	度 又 は 変 調	波 数 偏 位	移 又 は 周 波 偏	周 波 数 偏	比 吸 収 率	項目
	直線検波器		変調度計	直線検波器又は	低周波発振器	置	周波数計又はスペクトル分析器
							略
						○	備設線無の号十第項一第条二第
							略
						○	備設線無の五の号一十第項一第条二第
						○	備設線無の六の号一十第項一第条二第
							略
						○	備設線無の九の号一十第項一第条二第
						○	備設線無の十の号一十第項一第条二第
							略
						15注○	備設線無の号一十五第項一第条二第
							略
						○	備設線無の三の号四十五第項一第条二第
							略

置装信送							置装
特性	プレ アシ ス	度 又 は 変 調	波 数 偏 位	移 又 は 周 波 偏	周 波 数 偏	比 吸 収 率	項目
	直線検波器		変調度計	直線検波器又は	低周波発振器	置	周波数計又はスペクトル分析器
							略
						○	備設線無の号十第項一第条二第
						15注○	備設線無の二の号十第項一第条二第
						○	備設線無の三の号十第項一第条二第
						15注○	備設線無の号一十第項一第条二第
						○	備設線無の二の号一十第項一第条二第
						○	備設線無の二の二の号一十第項一第条二第
						○	備設線無の三の二の号一十第項一第条二第
							略
						○	備設線無の五の号一十第項一第条二第
						○	備設線無の六の号一十第項一第条二第
							略
						○	備設線無の九の号一十第項一第条二第
						○	備設線無の十の号一十第項一第条二第
							略
						○	備設線無の号十五第項一第条二第
						15注○	備設線無の号一十五第項一第条二第
						15注○	備設線無の号二十五第項一第条二第
							略
						○	備設線無の三の号四十五第項一第条二第
						○	備設線無の号五十五第項一第条二第
						15注○	備設線無の号六十五第項一第条二第
							略

置装信受																		
度	隣接チャネル選択	スプリア	減衰量	幅通過帯域	感度	波等の限	副次的に発する電	送信速度	送電速度	搬送波を搬送して送電速度	力漏えい電	隣接チャネル漏えい電	間及び送信立ち下	送電立ち上がり時	総合歪及雑音	総合歪及雑音	総合歪及雑音	搬送波電力
	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	電界強度測定器	低周波発振器	オシロスコープ	電力測定用受信機	電力測定用受信機	電力測定用受信機	電力測定用受信機	オシロスコープ	電力測定用受信機	電力測定用受信機	電力測定用受信機	電力測定用受信機
							○					17注○						
							○	○		16注○	○							
							○	○		16注○	○							
							○	○		16注○	○							
							○	○		16注○	○							
							○	○		○	○							
							○	○		○	○							

置装信受																		
度	隣接チャネル選択	スプリア	減衰量	幅通過帯域	感度	波等の限	副次的に発する電	送信速度	送電速度	搬送波を搬送して送電速度	力漏えい電	隣接チャネル漏えい電	間及び送信立ち下	送電立ち上がり時	総合歪及雑音	総合歪及雑音	総合歪及雑音	搬送波電力
	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	電界強度測定器	低周波発振器	オシロスコープ	電力測定用受信機	電力測定用受信機	電力測定用受信機	電力測定用受信機	オシロスコープ	電力測定用受信機	電力測定用受信機	電力測定用受信機	電力測定用受信機
							○					17注○						
							○	○		○	○							
							○	○		○	○							
							○	18注○	16注○	16注○	17注○							
							○	○		○	○							
							○	○		○	○							
							○	18注○	16注○	16注○	17注○							
							○	18注○	16注○	16注○	17注○							
							○			○	○							
							○			○	○							
							○			○	○							
							○			○	○							
							○			○	○							
							○			○	○							
							○			○	○							

感度抑圧効果	相互変調特性	局部発振器の周波数変動	ダイエンファシス特性	総合歪及び雑音
シロスコープ	標準信号発生器レベル計	周波数計	低周波発振器直線検波器	標準信号発生器歪率雑音計

注

1 ～ 6 (略)

7 三一二MHzを超え三二五・二五MHz以下、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下、二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下、一〇・五MHzを超え一〇・五五MHz以下又は二四・〇五MHzを超え二四・二五MHz以下、五七MHzを超え六六MHz以下、七六MHzを超え七七MHz以下又は七七MHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。

8 ～ 16 (略)

17 設備規則第四十九条の六第二項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備（再生中継方式（設備規則**第四十九条の二十九第四項第三号**）に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）又は設備規則第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

18 ～ 21 (略)

イ (略)

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線

感度抑圧効果	相互変調特性	局部発振器の周波数変動	ダイエンファシス特性	総合歪及び雑音
シロスコープ	標準信号発生器レベル計	周波数計	低周波発振器直線検波器	標準信号発生器歪率雑音計

注

1 ～ 6 (略)

7 三一二MHzを超え三二五・二五MHz以下、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下、二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下、一〇・五MHzを超え一〇・五五MHz以下又は二四・〇五MHzを超え二四・二五MHz以下、五七MHzを超え六六MHz以下、七六MHzを超え七七MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。

8 ～ 16 (略)

17 設備規則第四十九条の六第二項若しくは**第三項**に規定する無線設備、設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備（再生中継方式（設備規則**第四十九条の二十八第四項第三号**）に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）又は設備規則第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

18 ～ 21 (略)

イ (略)

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、**第十号の二、第十一号、第十一号の二（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備で**

設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の六(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三(陸上移動局に使用するものに限る。)、第十一号の十四(陸上移動局に使用するものに限る。)、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号、第五十七号の二又は第五十七号の三である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験(設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第六号、第七号及び第九号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからチまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

あつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の六(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三(陸上移動局に使用するものに限る。)、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十七号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号、第五十七号の二又は第五十七号の三である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験(設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、**第四十九条の六の二第一項第一号ロ及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九号の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九号の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九号の七第一号ロ(4)、第四十九号の八の三第二項第二号、第四十九号の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九号の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九号の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九号の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九号の二十七第一項第六号、第七号及び第九号、第四十九号の二十七第二項、第五十四条第二号へからチまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八**

号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件の適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験を(いう。)を行う。

一・三 (望)

一・三 (望)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一・第二 (略)

第一・第二 (略)

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局、狭帯域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局及び700MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局、狭帯域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局及び700MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(略)

(略)

注1 1の欄は、「単信方式」、「複信方式」のように記載すること。ただし、特定小電力無線局に使用するための無線設備であつて、2,400MHz以上2,483.5MHz以下、2,425MHzを超え2,475MHz以下、10.5GHzを超え10.55GHz以下、24.05GHzを超え24.25GHz以下、60GHzを超え61GHz以下(無線標準業務を行うものに限る。)76GHzを超え77GHz以下若しくは77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用するもの又は超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であつて、24.25GHz以上29GHz未満の周波数の電波を使用するものについては記載を要しない。

注1 1の欄は、「単信方式」、「複信方式」のように記載すること。ただし、特定小電力無線局に使用するための無線設備であつて、2,400MHz以上2,483.5MHz以下、2,425MHzを超え2,475MHz以下、10.5GHzを超え10.55GHz以下、24.05GHzを超え24.25GHz以下、60GHzを超え61GHz以下(無線標準業務を行うものに限る。)若しくは76GHzを超え77GHz以下の周波数の電波を使用するもの又は超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であつて、24.25GHz以上29GHz未満の周波数の電波を使用するものについては記載を要しない。

2～12 (略)

2～12 (略)

第四 アマチュア局又は150MHz帯、400MHz帯(335.4MHzを超え470MHz以下をいう。以下同じ。)、27MHz帯、900MHz帯若しくは920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備の工事設計書

第四 アマチュア局又は150MHz帯、400MHz帯、27MHz帯、900MHz帯若しくは920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(様式略)

(様式略)

第五・第六 (略)

第五・第六 (略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

(略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第10号に掲げる無線設備	V T
(略)	(略)
第2条第1項第51号に掲げる無線設備	I V
(略)	(略)
第2条第1項第54号の3に掲げる無線設備	N T
(略)	(略)

5 (略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

(略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第10号に掲げる無線設備	V T
第2条第1項第10号の2に掲げる無線設備	W
第2条第1項第10号の3に掲げる無線設備	R Z
第2条第1項第11号に掲げる無線設備	X Z
第2条第1項第11号の2に掲げる無線設備	Y Z
第2条第1項第11号の2の2に掲げる無線設備	W V
第2条第1項第11号の2の3に掲げる無線設備	D T
(略)	(略)
第2条第1項第50号に掲げる無線設備	H V
第2条第1項第51号に掲げる無線設備	I V
第2条第1項第52号に掲げる無線設備	I V
(略)	(略)
第2条第1項第54号の3に掲げる無線設備	N T
第2条第1項第55号に掲げる無線設備	M V
第2条第1項第56号に掲げる無線設備	N V
(略)	(略)

5 (略)